

長泉町文化センターの設置及び管理に関する条例（平成24年12月12日条例第23号）

最終改正:

改正内容:平成24年12月12日条例第23号

○長泉町文化センターの設置及び管理に関する条例

平成24年12月12日条例第23号

長泉町文化センターの設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、長泉町文化センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 住民の文化の振興と福祉の増進を図るため、長泉町文化センター（以下「文化センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 長泉町文化センター

（2）位置 長泉町下土狩821番地の1

（指定管理者による管理）

第3条 文化センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者の指定手続等）

第4条 指定管理者の指定の手続等については、長泉町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年長泉町条例第2号。以下「指定管理者条例」という。）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

（1）文化センターの利用の許可及び利用に係る料金（以下「利用料」という。）の収受に関する業務

（2）文化の振興に関する事業の企画及び実施に関する業務

（3）施設及び附属設備の維持管理に関する業務

（4）前3号に掲げるもののほか、文化センターの管理に関し、教育委員会が必要と認める業務

（利用の許可）

第6条 文化センターのホール、イベントホール、楽屋、リハーサル室、会議室、調理実習室、和室、工芸室、茶室及び附属備品等（以下「ホール等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可について指定管理者は、ホール等の管理のため必要な条件を付すことができる。

（利用の不許可）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の利用を許可しないことができる。

（1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（2）集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

（3）ホール等を損傷又は汚損するおそれがあると認めるとき。

（4）管理及び運営上支障があると認めるとき。

（5）その他その利用が不相当と認めるとき。

（利用の許可の取消し等）

第8条 指定管理者は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可に係る利用の許可を取り消すことができる。

（1）前条各号に掲げる理由が生じたとき。

（2）第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

（3）偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

（4）災害その他の事故によりホール等の利用ができないとき。

（5）前各号のほか、特に指定管理者が必要と認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害を生じることがあっても、町及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

（利用料の納付）

第9条 ホール等を利用しようとする者は、利用料を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 利用料は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。

（利用料の減免）

第10条 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、利用料を減免することができる。

（利用料の不還付）

第11条 既納の利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（1）利用者の責めによらない事情で利用できなくなったとき。

（2）規則に定める期限までに利用の中止又は利用内容の変更の申出があり、指定管理者がこれを承認したとき。

（損害賠償の義務）

第12条 利用者は、ホール等を損傷し、若しくは滅失したとき、又は現状回復の義務を怠ったときは、指定管理者が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(運営審議会の設置)

第13条 文化センターの適正かつ円滑な運営を図るため、長泉町文化センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化センターの運営について審議する。

3 審議会の委員(以下「委員」という。)は、13人以内で組織し、委員は教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の再任は、妨げない。

6 委員に特別な事情が生じた場合は、教育委員会はその任期中でも、これを解職することができる。

(指定管理者不在期間の読替等)

第14条 町長が指定管理者条例第12条第1項の規定により指定管理者の業務の停止を命じた場合若しくは町長が指定管理者の指定を取り消した場合又は指定管理を指定しない場合は、当該停止の期間が満了するまでの間又は新たに指定管理者が指定されるまでの間は、第3条の規定にかかわらず、教育委員会が文化センターの管理を行うものとする。

2 前項に規定する場合において、第6条、第7条、第8条第1項、第11条及び第12条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第8条第2項中「町及び指定管理者」とあるのは「町」と、第9条、第10条、第11条及び別表中「利用料」とあるのは「使用料」と、第9条第1項及び第10条中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第9条第2項中「額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める」とあるのは「額とする」と、別表中「基本利用料」とあるのは「基本使用料」と読み替えるものとし、第4条及び第5条の規定は適用しない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に許可した長泉町文化センターの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の長泉町文化センターの設置、管理及び使用料に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第4条第1項の規定による許可を受けている者は、改正後の長泉町文化センターの設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による許可を受けた者とみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第11条に規定する委員である者は、改正後の条例第13条に規定する委員になるものとし、その任期は、改正前の条例第11条に規定する委員の残任期間とする。

(準備行為)

5 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、指定管理者条例の規定の例により行うことができる。

別表（第9条関係）

1 施設
(1) ホール

施設名	定員	利用日	基本利用料		
			午前	午後	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで
ホール	800人	平日	18,000円	22,000円	30,000円
		土曜日	20,000円	25,000円	35,000円
		日曜日 休日			

(2) イベントホール等

施設名	定員	基本利用料		
		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで
イベントホール	125人	4,500円	5,000円	5,000円
第1楽屋	3人	400円	500円	600円
第2楽屋	3人	400円	500円	600円
第3楽屋	7人	600円	700円	800円
第4楽屋	10人	700円	800円	1,000円
リハーサル室	50人	1,000円	1,300円	1,500円

(3) 会議室等

施設名	定員	基本利用料		
		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
第1会議室	20人	700円	800円	800円
第2会議室	25人	500円	600円	600円
第3会議室	25人	500円	600円	600円
調理実習室	12人	500円	600円	600円
和室	40人	700円	800円	800円
第1工芸室	25人	700円	800円	800円
第2工芸室	25人	700円	800円	800円
茶室	10人	800円	1,000円	1,000円

備考

- 1 全日利用は、午前9時から午後9時30分までとし、その利用料は各時間帯基本利用料の合計額とする。
- 2 午前・午後利用及び午後・夜間利用の利用料は、各時間帯基本利用料の合計額とする。
- 3 イベントホールの午後の利用時間は、午後1時から午後5時までとする。
- 4 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日をいう。
- 5 「平日」とは、月曜日から金曜日までの日で、休日を除いた日をいう。
- 6 利用者が、入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の利用料は、基本利用料に次に掲げる入場料等の入場者1人当たりの徴収額の最高額の区分に従い、それぞれの当該区分に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 1,000円以下のとき 100分の150(営業又はこれに類する目的で利用する場合にあっては、100分の200)
 - (2) 1,000円を超え3,000円以下のとき 100分の200
 - (3) 3,000円を超えるとき 100分の250
- 7 利用者が、営業又はこれに類する目的で利用する場合で、入場料等を徴収しない場合の利用料の額は、基本利用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 8 準備又は練習のためにホールを利用する場合の利用料は、基本利用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 9 利用時間区分を超えて利用する場合の利用料(会議室等の利用料を除く。)は、超えた時間30分(30分未満にあっては15分をもって30分とする。)につき基本利用料に100分の15を乗じて得た額とする。この場合において、午前9時前の利用にあっては午前、正午から午後1時及び午後4時30分から午後5時30分にあっては午後、午後9時30分以降にあっては夜間とする。
- 10 利用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 附属備品等
(1) 舞台及び一般備品

種類又は品名	単位	利用料(円)	摘要
フルコンサートピアノ	1台	5,000	外国製
フルコンサートピアノ	1台	3,000	国産
コンサートピアノ	1台	2,000	

グランドピアノ	1台	1,000	
チェンバロ	1台	1,000	
音響反射板	一式	5,000	照明を含む。
指揮者台	1台	200	指揮者用譜面台を含む。
演奏者用譜面台	1台	100	譜面灯を含む。
所作台	一式	10,000	化粧框・開帳場を含む。
平台	1台	200	開き足・箱足等を含む。
屏風	1双	1,300	金・鳥の子
松羽目	一式	1,300	
能舞台	一式	5,000	
花道用揚幕	一式	400	
紅白幕	1枚	500	
つぎ板・つき木・木頭	一式	100	
演台	一式	1,000	花台・賞品台を含む。
司会者台	1台	400	
落語用見台	一式	300	
高座用座布団	1枚	100	
長座布団	1枚	100	
めくり台	1台	100	
姿見	1台	100	
折りたたみ式衝立	1台	200	
上敷ござ	1枚	100	
地かすり	1枚	700	
ひもうせん	1枚	100	
浅黄幕	1組	200	
紗幕	1張	1,000	
イベントホール展示パネル	一式	1,000	

(2) 照明用備品

種類又は品名	単位	利用料(円)	摘要
ボーダーライト	1列	1,000	
アッパーホリゾンライト	1列	1,000	
ロアーホリゾンライト	1列	1,000	
フットライト	1列	500	
サスペンションライト(第1～3)	1台	200	1.0kWハロゲン
シーリングスポットライト(第1)	1台	300	1.5kWハロゲン
シーリングスポットライト(第2)	1台	400	2.0kWハロゲン
フロントサイドスポット	1台	300	1.5kWハロゲン
スポットライト	1台	100	0.5kWハロゲン
スポットライト	1台	200	1.0kWハロゲン
スポットライト	1台	300	1.5kWハロゲン
スポットライト	1台	400	2.0kWハロゲン
センターピンスポット	1台	2,000	
イベントホール照明設備	一式	1,000	

(3) 音響用備品

種類又は品名	単位	利用料(円)	摘要
カセットテープレコーダー	1台	100	
CDプレーヤー	1台	100	
デジタルオーディオレコーダー	1台	1,000	
フロアモニタースピーカー	1組	800	
コンパクトハイパワースピーカー	1組	800	
三点吊りマイク装置	一式	1,500	マイクロホンを含む。
コンデンサーマイクロホン	1本	600	
その他のマイクロホン	1本	300	

(4) 映像用備品

種類又は品名	単位	利用料(円)	摘要
大型プロジェクター	一式	2,500	スクリーンを含む。
スライド映写機	一式	1,500	
OHP	一式	500	

液晶プロジェクター	一式	2,000	
-----------	----	-------	--

(5) 特殊効果用備品

種類又は品名	単位	利用料(円)	摘要
振り落とし装置	1台	200	
雪籠	一式	200	
ドライアイスマシン	1台	400	ドライアイスを除く。
スモークマシン	1台	400	
オーロラマシン	1台	200	
ファイヤーエフェクト	1台	200	
波エフェクト	1台	100	
フットスポットライト	1台	100	
シールドビームライト	1台	100	
ミラーボール	1台	100	
プロジェクタースポット	1台	800	
エリプソイダル	1台	300	

備考

- この表に掲げるもの以外の附属備品等の利用料の額は、類似する附属備品等の利用料の額に準じて算定した額とする。
- 利用者が、特別の設備を持ち込む場合にあっては、持込器具の消費電力1kWにつき100円を徴収する。
- 利用料は、午前、午後及び夜間の区分ごとにそれぞれ徴収する。この場合において、午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後4時30分まで、夜間とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。ただし、イベントホール展示パネルについては、1日単位とする。